

## 熊谷市立図書館雑誌カバー広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、熊谷市広告掲載要綱(平成18年12月7日決裁。以下「市掲 載要綱」という。)に基づき、熊谷市立図書館(以下「図書館」という。)が所蔵している雑誌のカバーへの広告(以下「雑誌カバー広告」という。)の掲載基準について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において雑誌カバー広告とは、図書館において利用者の閲覧に供される雑誌に広告を掲載しようとする者(以下「広告主」という。)又は図書館と 雑誌カバー広告掲載に関する契約を締結した者(以下「広告取扱事業者」という。)との間に契約を締結することにより、雑誌に掛けたカバーを広告媒体として当該広告主の広告を表示し、図書館が当該雑誌を利用者の閲覧に供する制度をいう。

(雑誌の選定)

第3条 広告主は、図書館が作成した雑誌リストの中から掲載する雑誌を選定するものとする。

(広告の規格等)

第4条 広告の掲載位置、規格及び掲載料金は次の表の通りとする。

掲載位置	雑誌最新号のカバーの裏表紙で図書館長が指定した位置
規格	縦15cm×横15cm以内
掲載料金及び支払方法	掲載期間分の雑誌の購入価格相当額を一括前払い
その他	表紙に縦5cm×横10cm以内で、広告主名、下段に「(裏表紙に広告があります)」を表示

(広告表示内容)

第5条 広告のデザイン、内容及び色彩等は、図書館のイメージを損なうことのないよう広告主と調整してから掲載するものとする。

(制限もしくは禁止する表現)

第6条 次に掲げる表現は、制限若しくは禁止する。

- (1) 図書館の実施する事業名に類似した表現、若しくは図書館が推奨するかのような印象を与える表現
- (2) その他、利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与えるおそれのある表現

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は1年間を基本とし、広告の掲載を決定した日の属する月の翌月から翌3月までとする。

- 2 雑誌カバー広告の掲載を開始する日は、原則として当該広告を掲載する月の最初の開館日とし、終了する日は、翌3月の最終開館日とする。

(広告主の募集)

第8条 広告主の募集は、広告取扱事業者及び図書館が行う。

- 2 広告掲載を希望する者は、掲載開始日から起算して30日前までに、図書館が委託する広告取扱事業者に雑誌カバー広告案を提出し、雑誌カバー広告の掲載を申し込むものとする。
- 3 広告取扱事業者は、掲載を希望する者の雑誌カバー広告案をとりまとめ、掲載開始日から起算して20日前までに、図書館に承諾を求めなければならない。
- 4 広告主が図書館に直接応募する場合は、第2項及び第3項の規定を準用し、「熊谷市広告事業応募用紙」により応募する。

(掲載の決定)

第9条 図書館は、広告主又は広告取扱事業者から前条第2項による承諾を求められた場合は、速やかに審査し、掲載の可否を決定する。

- 2 図書館は、提出された雑誌カバー広告案の内容が基準に合致しないと判断した場合は、修正を求めることができる。
- 3 図書館は、同一雑誌に複数の雑誌カバー広告掲載の申し込みがあった場合は、原則先着順とし、公共性、地域性の高い雑誌カバー広告を優先させることもできる。

(広告の提出)

第10条 広告主又は広告取扱事業者は、掲載する広告原稿を、掲載開始日から起算して7日前までに、図書館に提出するものとする。

- 2 前項により提出された雑誌カバー広告の修正については、前条第2項の規定を準用する。

(掲載の取消し)

第11条 図書館は、次の各号のいずれかに該当する場合には、掲載期間中であっても直ちに雑誌カバー広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 第5条及び第6条並びに市掲載要綱第5条の規定に反すると判断したとき。
- (2) その他雑誌カバー広告の掲載を継続することが適切でないと図書館が判断したとき。
- 2 前項の規定により雑誌カバー広告の掲載を取り消した場合、図書館は、広告主又は広告取扱事業者に、取消理由を付した書面により通知するものとする。
- 3 第1項の規定により雑誌カバー広告の掲載を取り消した場合においても、図書館は、広告主又は広告取扱事業者が図書館に納入すべき契約金額の減額は行わないものとする。
- 4 第1項の規定により雑誌カバー広告の掲載を取り消した場合、図書館は、広告主又は広告取扱事業者に対して一切の補償は行わないものとする。

(掲載の取下げ)

第12条 広告主又は広告取扱事業者は、自己の都合により、雑誌カバー広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により雑誌カバー広告の掲載を取り下げるときは、図書館に申し出なければ

ならない。

- 3 第1項の規定により雑誌カバー広告の掲載が取り下げられた場合、図書館は、広告主又は広告取扱事業者に広告料の返還は行わないものとする。

(掲載期間の延長)

- 第13条 契約期間中、天災、事変その他の非常事態の発生により図書館が臨時閉館した場合も、掲載期間の延長は行わないものとする。

(雑誌の休刊)

- 第14条 契約期間中、当該雑誌が休刊、廃刊となった場合は、図書館と協議のうえ、別の雑誌に広告掲載を振り替えるものとする。

(広告の変更)

- 第15条 広告主又は広告取扱事業者は、3か月単位で当該広告の内容を変更することができる。

- 2 前項の規定により雑誌カバー広告を変更しようとする場合、第4条、第5条、第6条及び第10条の規定を準用する。

(広告主の責務)

- 第16条 広告主又は広告取扱事業者は、雑誌カバー広告の内容、その他、雑誌カバー広告に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

- 2 雑誌カバー広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、前項の規定により解決しなければならない。

(その他)

- 第17条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。